

地方農政局（農林水産省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）13：00～14：00
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
（農林水産省）郡司副大臣、他事務方
（自治体側） 古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市長、小沢毛呂山町長
（戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、農林水産省から地方農政局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：農林水産省】

(国) 農政の大きな転換を行っているところであり、農政のマニフェストを実行するため農政局が必要。議論の流れとして、この国の戦略をきちんと決めていく必要がある。受皿の議論が十分になされていなければいけないが、地域の受皿がまだ明確になっていない。

マニフェストで戸別所得補償、6次産業化、食の安全・安心の確保をうたっており、現実には施策を推進中。戸別所得補償制度については、本省で企画・設計し、出先機関がその実践を担う。諸外国を見てもこのような形になっている。農村の6次産業化については、現場における様々な取組計画を国が直接認定をし、指導や支援を行うという形の法案を提出している。食の安全・安心については、トレーサビリティシステムの確立、加工食品の原料・原産地表示の義務付けの拡大や、喫緊の問題として口蹄疫への対応など、各地の農政局の機動的な対応等を見ても、やはりこの関係は必要ではないか。さらに、昨年農地法の改正を行ったが、国が責任を持つという修正をして成立した。農政局の果たす役割について、赤松大臣就任時に総理から戸別所得補償制度の創設などにより、農林漁業を立て直し食と地域を再生、農山漁村の6次産業化を推進、食の安全・安心を確保との指示があり、3月30日に新たな食料農業・農村基本計画を政府の方針として閣議決定し、実施をしていこうというところ。総理の指示は地域の再生・立て直しのための期間中は国が責任を持って各施策の達成に向けた努力をしろということだと理解している。

(地) 戸別所得補償政策、6次産業化とも重要な施策だと考えるが、生活保護・義務教育・戸籍・パスポートのような、国の根幹に関わる事務も地方がやっている。基準を国が決めて、地方が執行することが可能な中、なぜ農水省では出先機関が行う必要があるのか。地方自治体がやる場合はこういうことが困るという具体的な指摘をいただきたい。

(地) 食の安全・安心について、加工食品・中国餃子の問題などいろいろあったが、農林水産省・消費者庁・厚生労働省など各省にまたがっており、出先機関でやれば指導が省庁縦割りとなってしまいが、都道府県に任せてもらえば、総合的に調整できる。エリア的に離れている出先機関もあるので、都道府県に全部任せていただいた方がスムーズに対応できる。

(地) 戸別所得補償制度は市町村が受けて所轄庁に出して決定する。今はモデル事業なのでこれをどうこうすることはできないが、都道府県・市町村が組んでやれば地域に密着した取組ができるのではないか。大きな問題・大枠はやはり国が決めて、それ以外については都道府県・市町村に任せてほしい。

(地) 政令指定都市は都道府県と同じような立場で仕事ができる。大都市の農業を考えてもらう必要がある。農地転用許可について、大都市では都市化が進んでおり農業振興地域でも

廃棄物が一杯となったり荒地になってきており、実態と許可との食違いが起こってきている。現実には即してどう処理していくかということは、現地の人間でないと分からない。どう見ても転用が必要な場所でも、全国的な食料政策の観点から許可基準が非常に厳しくなっており、手続に非常に時間がかかる。一定の基準は必要だが、政令指定都市の実情を把握した取組に任せたい。

- (地) 国は自給率を上げるためには出先機関が指示をしなければならないと思っているかもしれないが、基本的な作付けの積上げを市町村単位で行っていけば、国が指導をしなくてもやっつけていける。今までの農業はどちらかというと生産調整に力を入れており、米を中心にやってきたが、米は十分にできているのだから、今度は違うものをやらないといけない。地域で一番作りやすいものを作って自給率を上げていく。下からの積上げを重視してもらえれば出先機関は廃止できるという認識。
- (国) 米の潜在過剰（年間3～4百万トン）がある状態で農業を再生するため、需給調整政策の継続を皆にやってもらわないといけない。戸別補償は農政局だけではできないため、モデル事業は市町村・農協・農業委員会・共済が入り、そこに農政局が入っている。全て農政局がやろうとしているわけではなく、こういう協議会で一緒に生産調整をやっている。水田を使ってやる場合は需給調整との関係が密接で、地方自治体から積み上げると米の方にシフトして、なかなか安い麦や大豆を作ってもらえない。野菜は結構作っていただいているが、自給率向上という点でカロリーベースではあまり貢献しない。
- (地) 農政局という国の出先機関ではなくて、都道府県や市町村が事務を担うこととした場合に具体的にどう困るのかを教えてください。
- (国) 基本は、農地という生産基盤をどのような状態で確保しなければならないかということ。農地についての考え方が20年前と相当違ってきている。以前はできるだけ市街化区域を増やしてほしいということだったが、人口の減少もあるのだろうが、農地をいかに残せるかという上申が増えてきている。自給率その他の関係で国が全体の生産基盤を確保しなければならない。地元の要望をできるだけ生かした国・地方作りをやる場合、年代を経るごとに要望が相当程度変わってきており、地方の裁量に任せることが結果的にこの国の土地利用という問題から見て妥当なのかということも議論しなければいけない。
- (地) 年間3～4百万トンの余剰米と減反政策については理解できる。自給率の向上や農地転用については、本省で大枠を各都道府県に割り当てて地方でできる。6次産業化について、中山間地域では物や金でなく人、担い手がいないこと、高齢化して集落がなくなることが問題。物を作るのではない。
- (地) 農地転用で宅地化がどんどん進んでいる。不法投棄等で耕作放棄地がごみ置き場になったり、実態として農地として使えない状態になっている。一番の問題は農林水産省の施策よりも相続制度の問題。相続制度が農地確保の手段として使えれば大きく変わる。今の状況で農業をやりながら大都市地域の農地を守っていくことは不可能。
- (地) 地方に任せておいたら好き放題作るので、国として土地利用を規制するんだと言うのは本末転倒。地域の特色を生かし、地域が意欲を持って農業の新規参加者をどんどん増やすのだという意味で戸別所得補償制度は画期的だった。先ほど「カロリーベースでは貢献しないので野菜では困る。」という話があったが反論したい。なぜなら国が奨励して、本県では米から野菜に変わってきたから。下からの積上げという話があったが、そうした形でそれぞれの地域に得意な作物があるわけで、結果として優良農地を保存していこう、耕作放棄地を解消していこうということにつながる。カロリーベースでなく生産額ベースの自給率に切り替えるとか、根本的な政策の部分を国が考えて、実施の部分は地方に任せたい。
- (地) 米の需給調整の会議をする際、県からも農政局からも来るので二重行政である。できる

ことは県・市町村がやるよと言ったら、じゃあ頼むよということが必要。国で余った職員はわれわれ市町村で採用して活躍してもらいたい。

(国) 土地利用関係については、国土交通省・農水省・財務省の三つがよく話し合いをし、都市の姿はどういうことか、農村の姿はどういうことか、その間にはどういう機能があったらいいか、あるいはなくてもいいかということを議論することが必要。議論の中で道州制ということも素材に上がってきており、道州制が出来上がった形の中で移管ができるものはさらに増えていくと思っている。道州制ができた場合に国と道州の機能の在り方を考えると、場合によっては今都道府県に移すというより、都道府県の機能そのものがいらなくなるということも出てくる。そのへんの先が見えない中で戸別所得補償について来年からの本格実施までのビジョンの積上げがされている最中であり、なかなか議論がしづらい。

(地) 省庁間で協力・検討しないとできないということを理由として、だから地方自治体ではできないというのは本末転倒。地方に任せてもらえれば、ある程度案がまとまってきて、それを国の方で扱うというやり方の方がはるかに飛躍するのではないか。

(戦) 先ほど農地転用の話があったが、市街地を広げていくと結局中心市街地の地価・資産効果も下がっていく。仮に農政局を廃止して転用の権限が自治体に行ったとしても、ここぞとばかり地方自治体が農地転用をやって市街地開発をやっていったら、結局地域はますます貧乏になる。

日本の農業が残念ながらどんどん力を失っているということは、今の農政の様々な枠組みや組織に何か問題があるのではないか。仮に地方自治体に移管した場合、一定の生産水準を達成するのは知事の仕事だということになれば、目標を達成できなければ選挙にも影響するので、必死になってやるのではないか。

(地) 国が計画を立て、それぞれの地域でこれだけのことをやるべきという指針を作る、または義務付けをする。法律的には法定受託事務ということになり、きちんしないと大臣からは是正の指示を受けてやらなければならない。国として必ず実現しなければならないことについては、そういう仕掛けを使っただけであれば我々でできる。農家の身近で話ができる、食の安全・安心についても総合行政ができるのはメリット。

残念なことに昭和 36 年から農地が 25%減っている。国がやっていてこれだけ減ってきており、我々に任せただけではない。今の農政局の仕事も、システムをきちんと作ってもらえれば我々で実現可能。目指すところは農水省と我々でずれているところはないと思っている。農水省本省は人的にもさらに充実して、特に国際関係・WTO 関係で頑張ってもらいたい。

(国) 今の知事の発言、大塚副大臣の発言ともに違和感なく聞いている。目に見える形が良くないのかもしれないが、農政局の仕事の中身も相当変わってきている。現実には地域主権改革がどのような形で組織の在り方として機能するのか、今の段階で本当に任せるものともう少し議論していただくものがあるだろうか、この辺のところについては我々もしっかり一緒に議論していきたい。少なくとも今までと違った農業政策を取り入れる準備も含めてやっている。その中で今言ったような形に添いながらできるかどうかということをしかりやっていく。